

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」 補助金交付要綱

制定 平成27年9月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、左京区の「食」に関するもの・ことの継承と、「食」を通じた区北部地域の活性化を目的とした『左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう』』事業を実施するため、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」実行委員会（以下「食文化実行委員会」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、食文化実行委員会が行う事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、区長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となる事業を除く。

- (1) 左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」の事業実施に要する経費
- (2) その他、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」の事業目的を達するために要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付申請書（第1号様式）によって、補助金の交付の対象となる事業実施日の20日前までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 食文化実行委員会規約
- (2) 食文化実行委員会名簿
- (3) 左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業予算書（第2号様式）

(4) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び標準処理期間)

第5条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから20日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 条例第10条の規定による交付の決定は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付の決定は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、食文化実行委員会に通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金変更承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業完了届（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業収支決算書（第8号様式）

(2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 8 条 条例第 19 条の規定による決定は、左京食文化推進事業
「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付額確定通知書（第
9 号様式）により食文化実行委員会に通知し、交付する。

（補助金の概算払）

第 9 条 食文化実行委員会は、条例第 21 条第 2 項の規定による補
助金の概算払を受けようとするときは、第 4 条の規定による左京
食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付申
請書においてその旨を区長に届け出なければならない。

（補則）

第 10 条 この要綱において別に定めることとされている事項及
びこの要綱の実施に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 印

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業名	
事業の概要 (事業内容, 実施年月日, 場所, 参加予定人数等)	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
総事業予算額	円
補助金交付申請額	円

京都市補助金等の交付等に関する条例第10条の規定により交付決定されたときは, 左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金要綱第9条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申請理由	
概算払請求額	円

第2号様式（第4条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業予算書

収入		
科目	予算額	内容説明
	円	
計		
支出		
科目	予算額	内容説明
	円	
計		

第3号様式（第5条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで申請のあった左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事業名	年号〇〇年度「左京食文化推進事業『“ほんまもん”の食を楽しもう』」に係る一連の事業
補助金交付予定額	円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 補助金交付の目的に反した場合には、補助金を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金
不交付決定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで申請のあった左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

第5号様式（第6条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ⑩

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ <input type="checkbox"/> 内容の変更, <input type="checkbox"/> 経費の配分の変更）について, 承認を申請します。	
事業名	
内容の変更	
経費の配分の変更	

第6号様式（第6条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金
中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ㊟

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ <input type="checkbox"/> 中止， <input type="checkbox"/> 廃止）について，承認を申請します。	
事業名	
理由	

第7号様式（第7条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業完了届

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ㊟

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、事業が完了したので届け出ます。	
交 付 決 定 日	年 月 日
事 業 名	
実 施 期 間	
事 業 の 実 績 (実施内容, 実施年月日, 場所, 参加人数等)	

第8号様式（第7条関係）

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」事業収支決算書

(あて先) 京都市左京区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

年 月 日付けで交付決定を受けた事業について下記のとおり決算しました。

記

収 入		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		
支 出		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		

第8号様式添付

決算内訳明細書

収入合計 円

単位：円

科目 (決算額)	内 訳
補助金	

支出合計 円

単位：円

科目 (決算額)	内 訳	金 額	領収書等頁	領収書等番号

左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金
交付額確定通知書

	年 月 日
様	京都市左京区長

年 月 日付けで交付決定した左京食文化推進事業「“ほんまもん”の食を楽しもう」補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付額	円